

桶川市国土強靱化地域計画

令和4年3月

桶川市

市民の皆様へ



近年、全国各地において、局地的大雨や大型台風、地震等の災害が頻発・激甚化しています。

本市におきましても、2019年10月に発生した台風第19号では、本市初となる避難勧告を発令し、床上浸水等の被害が発生する事態となりました。

今後、地球温暖化等の気候変動による異常気象、南海トラフ地震や首都直下地震、そして、本市に最も大きな被害をもたらす関東平野北西縁断層帯地震の発生も懸念されています。

人口減少、少子高齢化、そして、この度のコロナ禍によるポスト・コロナ時代への対応など、社会環境が大きく変化する中において、「強さ」と「しなやかさ」を備えた強靱なまちづくりは、本市の重要な施策のひとつとなっております。

このような背景を踏まえ、この度、本市の地理的、地形的、気象的な特性を考慮の上、国土強靱化基本法の規定に基づく「桶川市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。本計画は、まちづくりの強靱化に資する施策の指針となるものです。

今後につきましても、「夢と希望を未来へつなぐ持続可能なまちづくり」に向け、必要な諸施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和4年3月

桶川市長

小野克典

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 策定の背景と目的.....	1
2 計画の体系.....	1
3 計画期間.....	2
第2章 本市の概況.....	3
1 地域特性.....	3
第3章 強靱化に向けた目標.....	8
1 基本目標.....	8
2 行動目標.....	8
第4章 脆弱性評価.....	9
1 想定する大規模自然災害.....	9
2 想定する大規模自然災害の規模.....	9
3 起きてはならない最悪の事態.....	11
4 地域強靱化に向けた基本方針.....	13
第5章 強靱化に向けたまちづくりの基本事項.....	14
行動目標1 被害の発生抑制により人命を保護する.....	14
行動目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する.....	16
行動目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する.....	17
行動目標4 必要不可欠な行政機能を確保する.....	18
行動目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する.....	19
行動目標6 経済活動の機能を維持する.....	20
行動目標7 二次災害を発生させない.....	21
行動目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする.....	22
第6章 強靱化の推進に向けて.....	24
1 減災の視点.....	24
2 自助・共助の推進.....	24
3 広域支援体制の整備.....	24
4 計画の推進と見直し.....	24

第1章 計画の概要

1 策定の背景と目的

首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模自然災害に備える為、平成 25 年 12 月に「国土強靱化基本法^{※1}（以下「基本法」という。）」が制定されました。

その後、国は、基本法に基づく国土強靱化に関する国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。これを受け、埼玉県においても県土の全域を対象とした「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。

また、国連で採択された持続可能な開発目標である SDG s（Sustainable Development Goals. 2015. 09）においても、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する（目標 11）」が掲げられています。



このような背景を踏まえ、本市においても大規模自然災害が発生した際に、被害を最小化し、その被害を迅速に回復することができる、強靱性を備えたまちづくりを総合的に推進するため、「桶川市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の体系

本計画は、基本法第 13 条^{※2}の規定に基づき、大規模自然災害の発生前における平時の施策を総合的に推進するための指針となります。「国土強靱化基本計画」及び「埼玉県地域強靱化計画」との調和を保つとともに、本市における第五次総合振興計画（H23. 4）^{※3}及び地域防災計画（H27. 2）等をはじめ、関連諸計画との整合性を保つ計画とします。

図 1：計画の体系

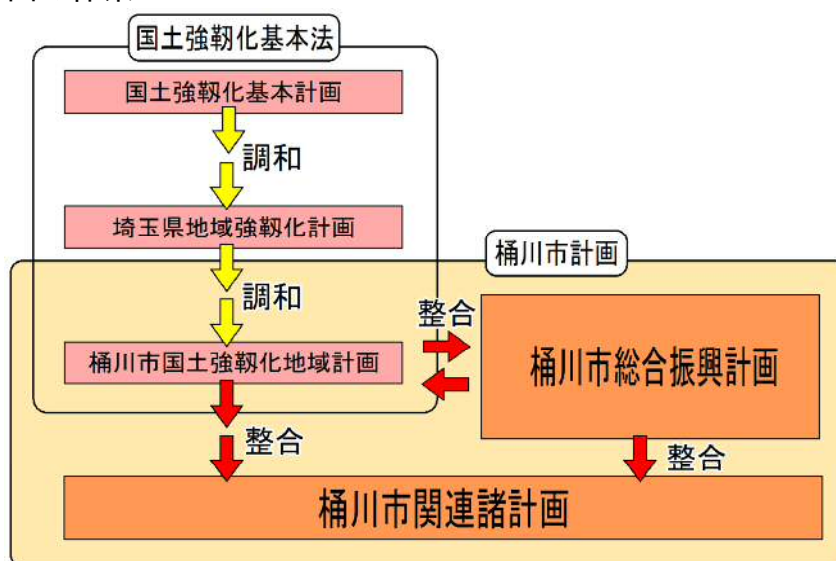


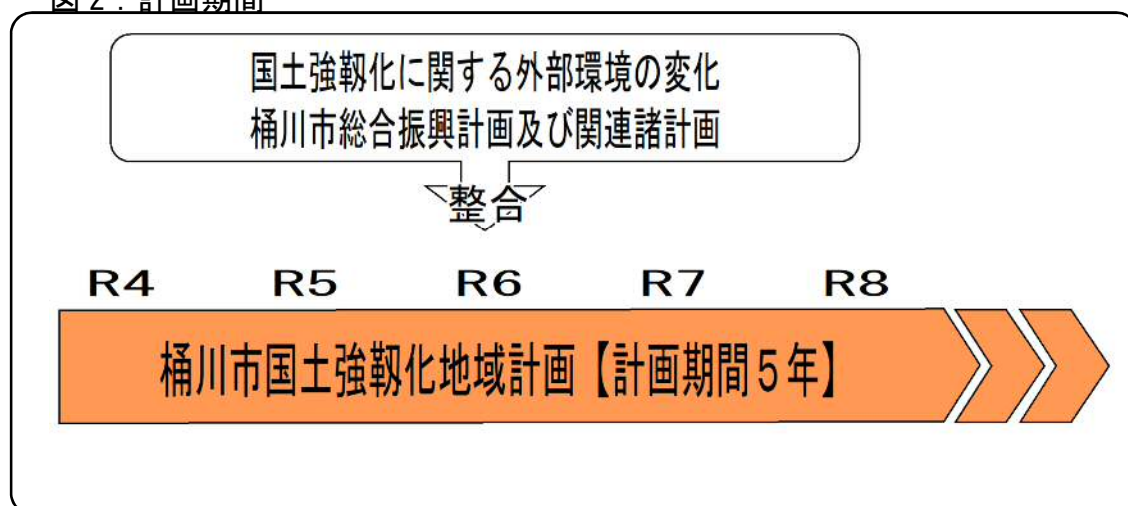
表 1：国土強靱化地域計画と地域防災計画

項 目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
目的	災害による最悪の事態に陥る事が避けられるよう強靱な地域社会、地域経済（社会経済システム）を形成	災害から市民の生命、財産を守る為、災害に係わる事務、業務（応急・復旧・復興）に関し総合的かつ計画的に対策
計画の視点	発災前の対策	発災時・発災後の対策

3 計画期間

本計画の計画期間は、「令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月まで」の 5 か年とします。また、国土強靱化に関する外部環境の変化や桶川市総合振興計画及び関連諸計画との整合性を適宜図るものとします。

図 2：計画期間



※ 1 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

※ 2 国土強靱化基本法第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

※ 3 第五次総合振興計画の計画期間は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 か年となっています。計画期間の満了にあたり、次期計画の策定作業を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い令和 3 年度以降へ策定期間を延長しています。次期計画が策定されるまでの間は、第五次総合振興計画の理念や考えを踏襲し、行政を運営しています。

第2章 本市の概況

1 地域特性

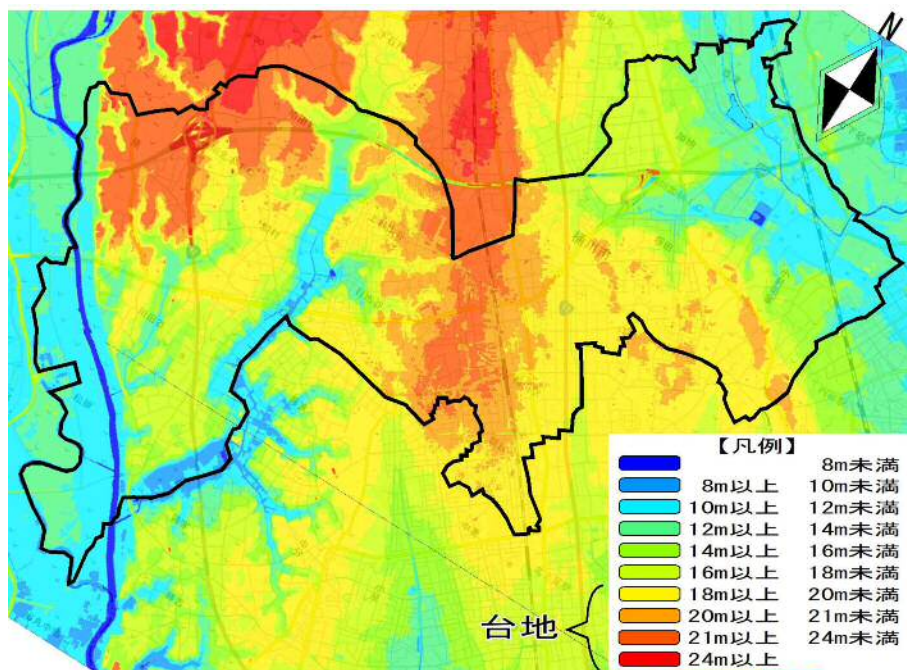
(1) 位置・地勢

本市は、都心から40km圏、埼玉県
のほぼ中心に位置し、東西約8km、南
北約4kmにわたり蝶が羽を広げたよ
うな形状をしています。市域面積
は、25.35km²、東を利根川水系元荒
川、西を荒川水系荒川に挟まれ、支
川を含む、これらの河川に沿って、
河道と同程度の標高10m前後の低地
が広がっています。



一方、市域の大半は、川口市から鴻巣市にかけて続く、標高20m前後のほぼ
平坦な大宮台地となっています。

図 3：標高図



出典：国土地理院 電子国土web

(2) 気象

本市の気象は、夏季高温多雨、冬季低温少雨を特徴とする太平洋型気候であり、多少内陸性の傾向があるため、東京湾岸等、沿岸部と比較し、夏季はより高温に、冬季はより低温になります。

年平均気温は15～16℃、総降雨量は800～1,200mm、晴天日数は年間200日前後、降雪日数は年間1～4日と恵まれた気候下にあります。その一方、近年、台風や梅雨前線等による大雨が多くなっています。

(3) 地質・活断層

本市の地層表層は、低地が沖積層、台地が関東ローム層となっています。この為、低地部を中心に大規模な直下型地震によって生じる液状化現象により、建物の倒壊や地盤沈下等が懸念されます。また、本市の直下には、綾瀬川断層を含む関東平野北西縁断層帯があるほか、周辺南西部には、立川断層帯が存在します。

(4) 人口動態

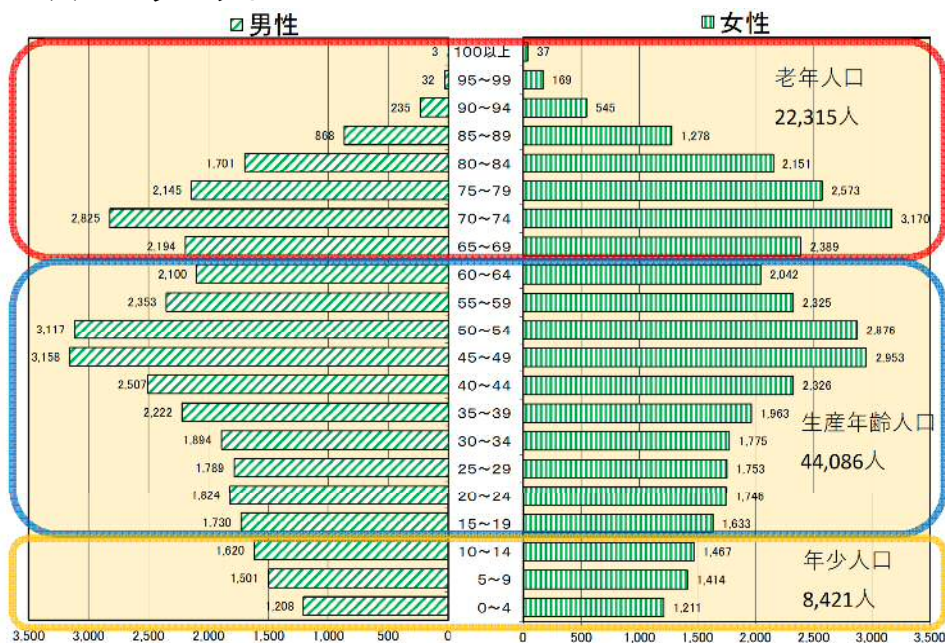
本市の人口は、令和4年1月1日時点において、74,822人、世帯数は33,334世帯となっています。また、14歳以下となる年少人口は、8,421人(構成割合11.3%)、生産年齢人口となる15歳から64歳が44,086人(同58.9%)、老年人口となる65歳以上が22,315人(同29.8%)となっています。

表 2：人口動態

区分	男性（人）	女性（人）	合計（人）
人口総数 (世帯数)	37,026	37,796	74,822 (33,334世帯)
0～14歳 (年少人口)	4,329	4,092	8,421
15～64歳 (生産年齢人口)	22,694	21,392	44,086
65歳以上 (老年人口)	10,003	12,312	22,315
内65～74歳	5,019	5,559	10,578
内75歳以上	4,984	6,753	11,737

出典：住民基本台帳（R4.1.1）

図 4：人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（R4.1.1）

(5) 人口移動

市外から本市に通勤・通学する流入人口は、14,558 人であるのに対し、本市における常住者のうち、市外へ通勤・通学する流出人口は、26,127 人となっています。

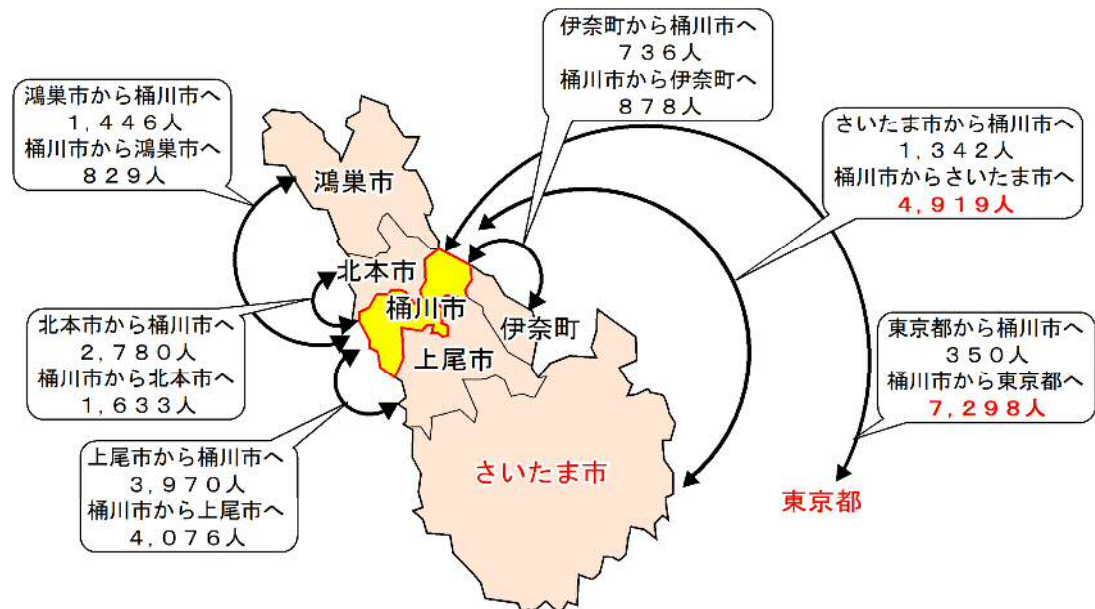
本市は、流入人口より流出人口（昼夜間人口比率 84.4%）が多く、流出先については、最も多い東京都が 7,298 人、次いで、さいたま市 4,919 人となっています。

表 3：昼夜間人口

項目	流入人口	流出人口	夜間人口 (人) A	昼間人口 (人) B	比率 (%) B/A
平成 27 年	1 4, 5 5 8	2 6, 1 2 7	7 3, 9 3 6	6 2, 3 6 7	8 4. 4

出典：国勢調査（H27.10.1）

図 5：流入・流出状況



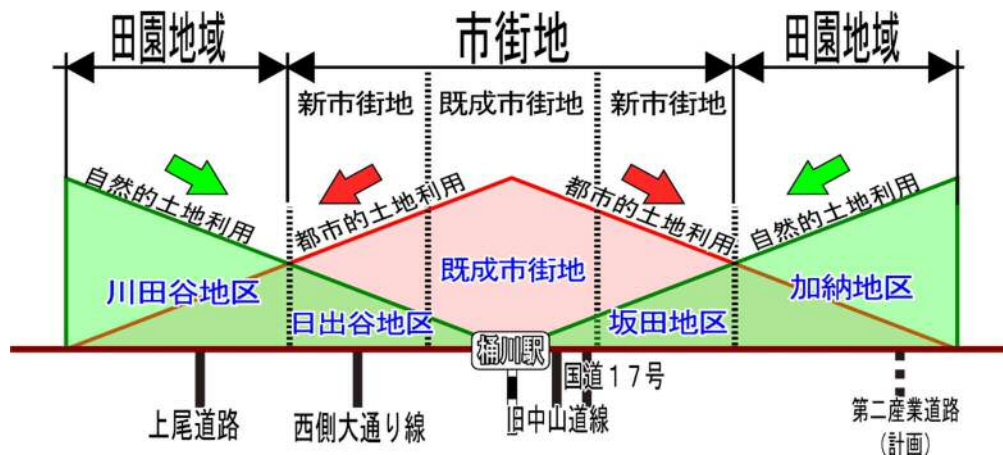
出典：国勢調査（H27.10.1）

(6) 都市密度

本市は、都心への通勤・通学の利便性が良いことから、住宅都市として発展し、高度経済成長による急激な人口増に伴う行政需要に対応するため、昭和40年代から昭和50年代後半にかけ小中学校をはじめ、比較的短期間に多くの公共施設を整備してきました。

また、都市密度は、桶川駅を頂点に同心円状に広がり、駅を中心とした既成市街地、その両翼には、都市基盤整備を推進している新市街地、さらにその先には、自然と住宅が調和する田園地域が広がっています。

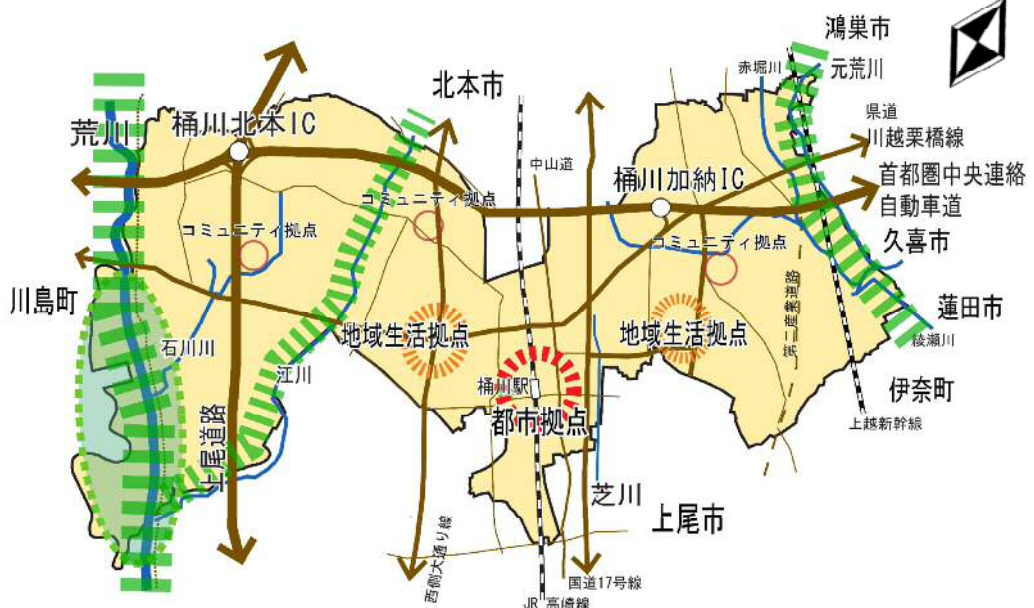
図 6：土地利用ボリューム



(7) 集約型都市構造

本市の立地特性や今後の人口減少、少子高齢化の進展を見据え、集約型都市構造の形成として、日常の生活圏域に都市機能を集約する拠点配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進しています。

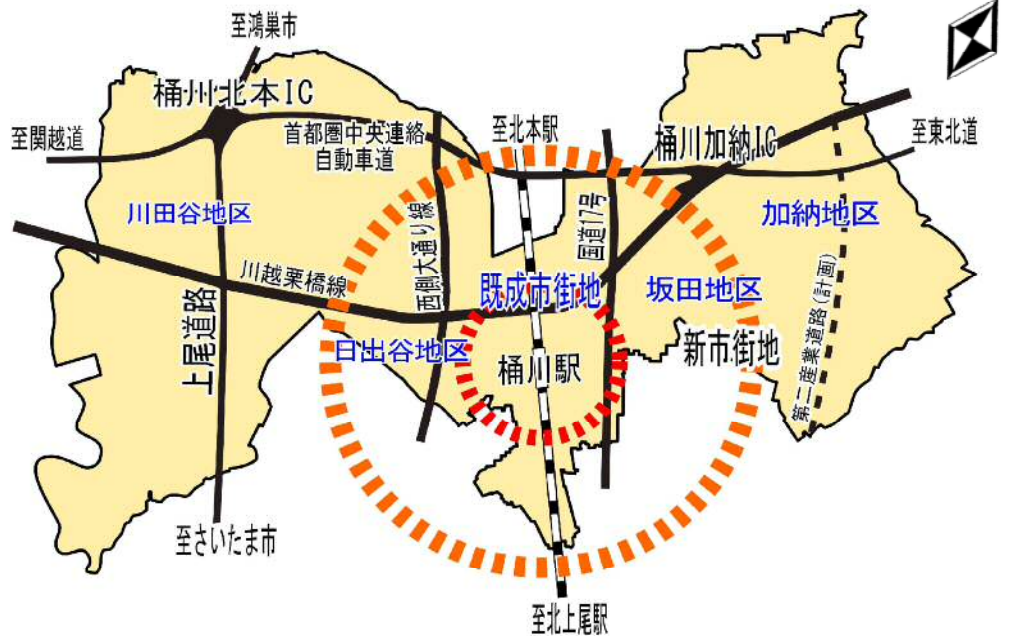
図 7：集約型都市構造概要



(8) 広域交通

近年では、首都圏中央連絡自動車道における桶川北本 IC、桶川加納 IC をはじめ、上尾道路等、広域幹線道路網が整備され、広域交通の要衝として立地特性を生かしたまちづくりを進めています。

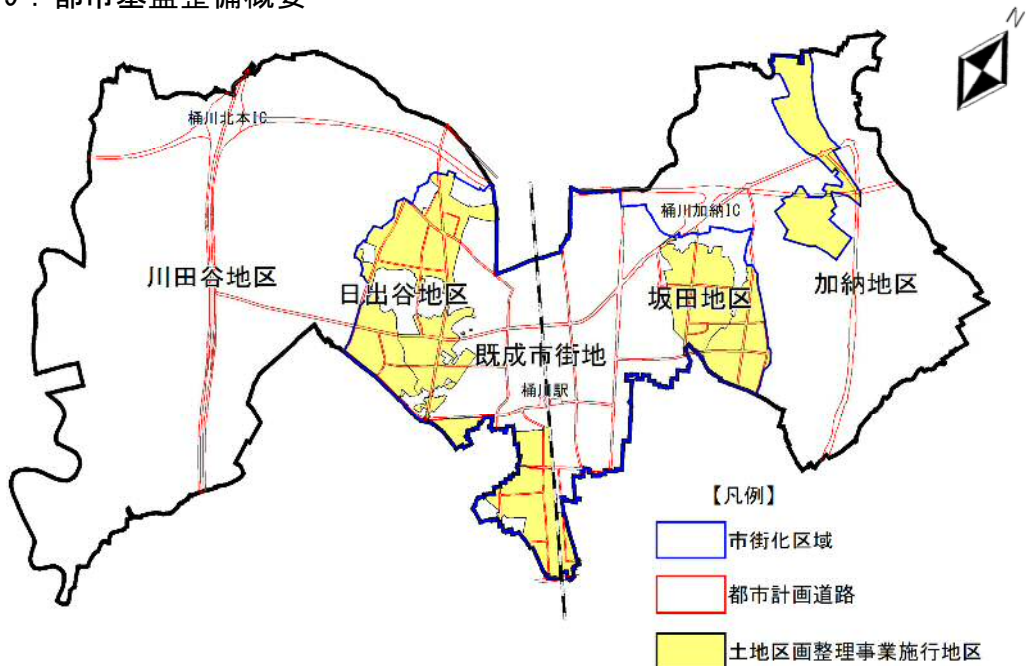
図 8：広域幹線道路状況



(9) 都市基盤

広域幹線道路、地域幹線道路により道路ネットワークを形成し、新市街地を中心に都市基盤整備として土地区画整理事業を推進しています。

図 9：都市基盤整備概要



第3章 強靱化に向けた目標

1 基本目標

国土強靱化基本計画、埼玉県地域強靱化計画と調和を図るとともに、本市の地域特性を考慮した、強靱性を備えたまちづくりを推進するため、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標 1：市民の生命を最大限守る。

基本目標 2：地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する。

基本目標 3：市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する。

基本目標 4：迅速な復旧・復興を可能とする備えをする。

2 行動目標

基本目標に基づき、強靱性のあるまちづくりを推進する上で、事前に備えるべき行動目標を次のとおり設定します。

行動目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する。

行動目標 2：救助・救急・医療活動により人命を保護する。

行動目標 3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する。

行動目標 4：必要不可欠な行政機能を確保する。

行動目標 5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する。

行動目標 6：経済活動の機能を維持する。

行動目標 7：二次災害を発生させない。

行動目標 8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする。

第4章 脆弱性評価

1 想定する大規模自然災害

本市の地域特性を踏まえ、本計画で想定する大規模自然災害は、地震、風水害（洪水）とします。

2 想定する大規模自然災害の規模

想定する大規模自然災害の規模について、地震では、本市に最も大きな被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震：最大震度7」、風水害（洪水）では、台風による大雨等により、荒川と利根川の堤防が破堤することにより生じる氾濫とします。

図 10：断層位置図



出典：埼玉県地域防災計画（R3.3）

表 4：関東平野北西縁断層帯地震の想定被害数量

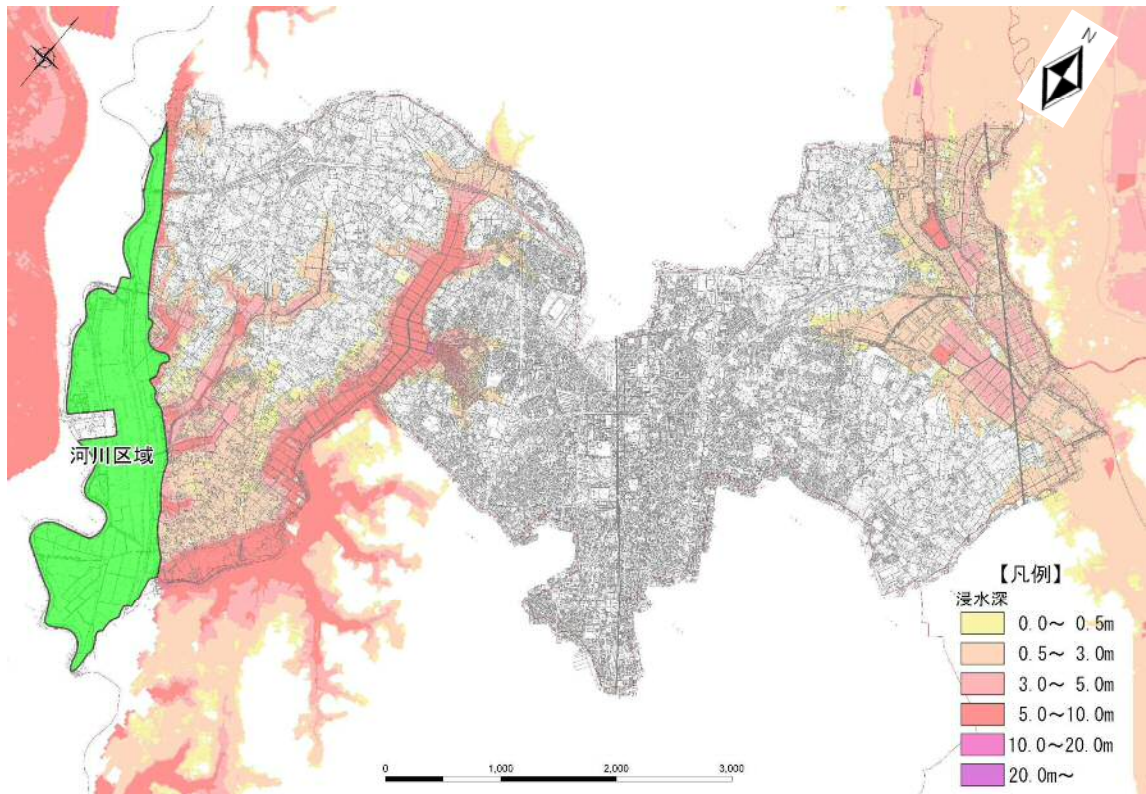
項目	小項目	被害要因	条件	被害内容（被害想定値）	
建 物	木造	揺れ	—	全壊棟数	2,658
			—	半壊棟数	3,894
		液状化	—	全壊棟数	6
			—	半壊棟数	11
	非木造	揺れ	—	全壊棟数	189
			—	半壊棟数	479
		液状化	—	全壊棟数	5
			—	半壊棟数	6
	すべて	急傾斜面崩壊	—	全壊棟数	0
			—	半壊棟数	0
		火災	冬 18 時	出火件数	13.3
		焼失数	8m/s 冬 18 時	焼失棟数	662

表 4：関東平野北西縁断層帯地震の想定被害数量（続き）

項目	小項目	被害要因	条件	被害内容（被害想定値）	
ライフライン	上水道	—	1 日後	断水人口	49,223
	下水道	—	(直後)	機能支障人口	10,080
	都市ガス	—	(直後)	供給停止件数	21,957
	電力	—	8m/s 冬 18 時	停電世帯数	11,271
	電話	—	8m/s 冬 18 時	不通回線数	696
人 的 被 害	—	—	8m/s 冬 5 時	死者数	194
			8m/s 冬 5 時	負傷者数	1,123
			8m/s 冬 5 時	重傷者数	244
			8m/s 冬 18 時	避難者数（1 日後）	10,870
			8m/s 冬 18 時	避難者数（1 週間後）	13,883
			8m/s 冬 18 時	避難者数（1 ヶ月後）	17,797
			平日 12 時	帰宅困難者数 (内閣府 2013)	4,108
			休日 12 時		3,796
			平日 12 時	帰宅困難者数 (埼玉県 2007)	4,234
			休日 12 時		3,768

出典：桶川市地域防災計画（H27.2）

図 11：浸水想定エリア



出典：桶川市洪水ハザードマップ（H31.4）一部加工

3 起きてはならない最悪の事態

想定する大規模自然災害となる地震・風水害（洪水）の発生時、本市において「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

具体的には、埼玉県地域強靱化計画において設定されている３７項目の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、更に本市の地域特性と行動目標を考慮した上、次の３３項目を本市における「起きてはならない最悪の事態」とします。

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
行動目標 1	被害の発生抑制により人命を保護する。	1-1	火災により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-6	防災に関する啓発が不十分であることにより、被害が拡大する事態
		1-7	避難場所の整備が不十分であることにより、多数の死者・負傷者等が発生する事態
行動目標 2	救助・救急・医療活動により人命を保護する。	2-1	救助・搜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
		2-4	疾病・感染症等が蔓延する事態
		2-5	要配慮者への支援不足等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
行動目標 3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する。	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
		3-3	情報通信が輻輳※4・途絶する事態
		3-4	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
行動目標 4	必要不可欠な行政機能を確保する。	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
		4-2	被災等により、治安が悪化する事態
行動目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する。	5-1	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-2	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-3	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-4	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
行動目標 6	経済活動の機能を維持する。	6-1	産業の生産力が大幅に低下する事態
行動目標 7	二次災害を発生させない。	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
行動目標 8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする。	8-1	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-3	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-4	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-5	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-6	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

※ 4 ふくそう 輻輳：電話やコンピューターネットワークなどの通信回線において、許容量を超えた利用が集中し、通信障害が生じること。

4 地域強靱化に向けた基本方針

本市における自然的、社会的条件を踏まえ、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないため、次に掲げる事項を基本とし、物理的安全性を高める被害軽減と防災訓練や備蓄等、応急対策準備を進め、引き続き、強靱性を備えたまちづくりを推進していきます。

(1) 人命の保護

人命の保護を最優先とし、防災教育や防災訓練を通じ、地域の防災力の向上を図ります。また、住宅をはじめ、建築物の耐震化等を推進し、倒壊による建物火災の発生抑制に努め、避難所となる小・中学校等における施設機能の充実に取り組みます。

(2) 社会機能の維持

発災時における社会機能を維持するため、道路をはじめインフラ施設の整備、改修等に取り組むとともに、平時から関係団体との連携関係を確立し、災害時における支援・受援も含め諸機能を確保していきます。

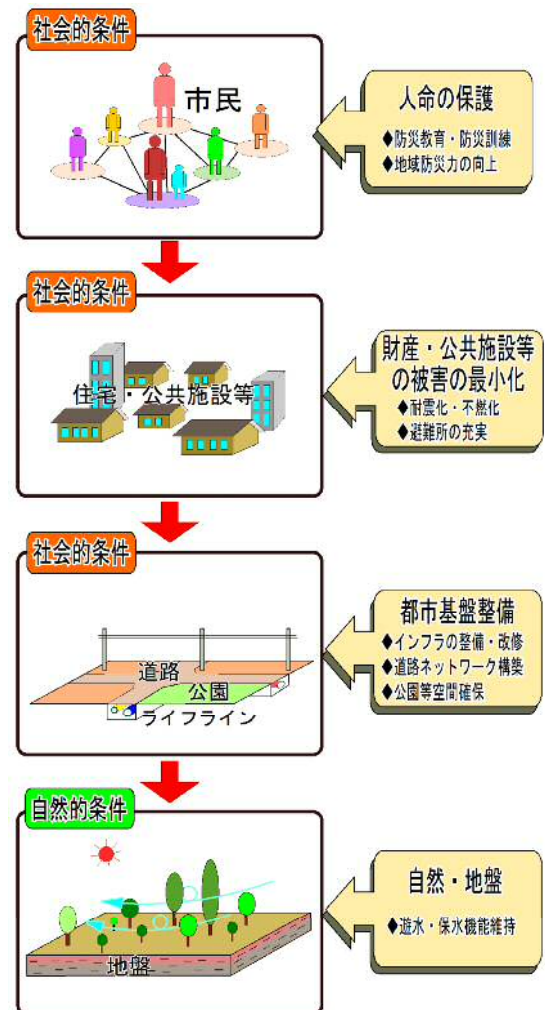
(3) 財産・公共施設等の被害の最小化

市民の財産及び公共施設等の被害を最小化し、早期の復旧に転じるため、建築物の耐震化や治水施設の整備等、減災に向けた平時の取り組みを推進していきます。

(4) ポスト・コロナ時代を見据えた対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会変容により、デジタル化が大きく進展し、働き方も含め、市民の生活スタイルや価値観が大きく変化しています。こういった社会環境の変化に対応した地域の強靱化を進めていきます。

図 12：強靱性を備えたまちづくりの構成要素



第5章 強靱化に向けたまちづくりの基本事項

第4章、地域強靱化に向けた基本方針を踏まえ、事前に備えるべき行動目標毎に取り組む主な事項は、次のとおりです。

行動目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 1-1 火災により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-3 異常気象等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-4 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
- 1-6 防災に関する啓発が不十分であることにより、被害が拡大する事態
- 1-7 避難場所の整備が不十分であることにより、多数の死者・負傷者等が発生する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 消防力等の強化による被害の発生抑制・軽減
- B 建築物の耐震化等の促進
- C 災害情報の共有と適切な提供
- D 治水施設の整備
- E 公共施設等（道路、河川、下水道等インフラを含む）の適切な維持管理
- F 学校の災害対応機能の向上
- G 防災知識の普及啓発

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 消防団員の活動技術の向上に向けた訓練の実施、消防施設・資機材の計画的な整備・維持管理を図り、消防力の強化を進めます。
- ロ 建築物の耐震化やブロック塀の倒壊防止措置等を推進するとともに、災害時における建築物の延焼を軽減させるため、建築物の不燃化等の誘導を図ります。

- ハ 河川、下水道の整備に加え、調整池の設置等、雨水流出抑制機能の向上を図り、民間開発の指導も含め、効果的な治水対策を推進します。
- ニ 市が管理する公共施設等は、防災活動拠点の状況も考慮の上、計画的に改修等を進め、適切な保全と維持管理を図ります。また、上水施設の改修等の維持管理は、桶川北本水道企業団と連携するとともに、国、県等が所管する施設については、国、県等、関係機関へ改修等の働きかけを行います。
- ホ 災害発生時に速やかに避難できるよう、市民、企業、団体に対し、防災訓練の実施やハザードマップ等による情報提供の他、平時から、防災意識と自主的な災害対応力を高めるための防災教育や啓発等を図ります。また、応急対策の主体となる市職員に対し、定期的な防災訓練及び防災教育を実施します。
- ヘ 小中学校等における指定避難所としての施設機能の整備、充実を図ります。
- ト 安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。

行動目標 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
- 2-4 疾病・感染症等が蔓延する事態
- 2-5 要配慮者への支援不足等により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 消防力等の強化による被害の発生抑制・軽減
- B 災害時における医療体制の確保
- C 要配慮者への安全確保

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 自主防災組織等が軽微な負傷者に対し、応急救護活動を行えるようにするため、普通救命講習の受講啓発の他、必要な応急救護の講習会を実施していきます。
- ロ 消防団員の活動技術の向上に向けた訓練の実施、消防施設・資機材の計画的な整備・維持管理を図り、消防力の強化を進めます。(再掲)
- ハ 医療救護需要に、迅速かつ的確に対処するため、災害発生直後における初期医療や後方医療機関への搬送等の体制づくりを進めます。また、自主防災組織等における自主救護活動が、積極的に行える体制づくりを進めます。
- ニ 応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣等、桶川北本伊奈地区医師会等と医療協力の体制づくりを進めます。
- ホ 新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症の蔓延を想定した資機材の調達等、避難環境の整備を進めます。
- ヘ 消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者に対しての支援体制づくりを進めます。
- ト 市が管理する公共施設等は、防災活動拠点の状況も考慮の上、計画的に改修等を進め、適切な保全と維持管理を図ります。また、上水施設の改修等の維持管理は、桶川北本水道企業団と連携するとともに、国、県等が所管する施設については、国、県等、関係機関へ改修等の働きかけを行います。(再掲)

行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
- 3-2 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-3 情報通信が輻輳^{ふくそう}・途絶する事態
- 3-4 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 道路ネットワークの整備・通行の確保
- B 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- C 建築物の耐震化等の促進
- D 情報発信体制の強化
- E 災害情報の共有と適切な提供

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 幹線道路の整備を推進し、道路ネットワークの構築を進め避難所等、防災活動拠点相互のネットワーク形成を図ります。
- ロ 救助、避難、物資輸送を停滞させないため、交通量、緊急性等を踏まえ、道路、橋梁等の計画的な改修等を進めます。
- ハ 建築物の耐震化やブロック塀の倒壊防止措置等を推進するとともに、災害時における建築物の延焼を軽減させるため、建築物の不燃化等の誘導を図ります。(再掲)
- ニ 通信体制の強化を図るため、防災行政無線の他、市ホームページや防災情報メール、SNS、避難情報等電話一斉配信サービス等、非常用電源の確保も含め、災害発生時の情報伝達手段の充実、多重化を進めていきます。
- ホ 災害発生直後の生活確保のため、食料、生活必需品、応急給水・防災資機材等の計画的な備蓄及び他の地方公共団体との応援協定の締結等、協力体制づくりを進めていきます。

行動目標 4 必要不可欠な行政機能を確保する

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 4-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
- 4-2 被災等により、治安が悪化する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 行政機能の確保と関係機関との連携

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 業務継続計画をはじめ、応急対策に関する計画やマニュアル等について、適宜更新を図ります。
- ロ 防災訓練等を通じ、避難地域における警ら等、犯罪抑止措置について、上尾警察署等と連携を図ります。

行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 5-1 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
- 5-2 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
- 5-3 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 5-4 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
- 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 電気、ガス、給水の早期供給の再開と施設の災害対応力の強化
- B 下水道の災害対応力の強化
- C 自助、共助による地域単位の防災力の向上

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 災害発生直後の生活確保のため、食料、生活必需品、応急給水・防災資機材等の計画的な備蓄及び他の地方公共団体との応援協定の締結等、協力体制づくりを進めていきます。(再掲)
- ロ 防災訓練等を通じ、桶川北本水道企業団、電気、ガス事業者等と二次災害の防止や、速やかな応急復旧対応等について連携体制づくりを進めます。
- ハ 公共施設の改修や更新にあわせ太陽光発電設備等、再生可能エネルギー設備や省電力機器の設置を進めるとともに、住宅においては、住宅用新・省エネルギー機器（家庭用蓄電池等）の導入の誘導を図ります。
- ニ 汚水ポンプ場の機能停止に伴う公衆衛生の悪化を防止するため、停電に備え自家発電設備により電力を確保するとともに、早期復旧の体制づくりとして、関連機関との連携強化を図ります。また、災害に強い下水道施設の新設及び改修を進めます。
- ホ 自主防災組織について、各地域の実情に応じた組織化の推進を図ります。また、講習会や防災訓練等の活動を支援するとともに、自主防災リーダーの育成を図り、地域の防災力の増強を進めていきます。

行動目標 6 経済活動の機能を維持する

(1) 起きてはならない最悪の事態

6-1 産業の生産力が大幅に低下する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

A 産業機能の維持、確保

(3) 強靱化に向けた主な行動

イ 広域交通網を生かした産業の創出を図るとともに、企業における中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とする取り組みや、安定した農業経営に向けた生産性の向上を支援します。

行動目標 7 二次災害を発生させない

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
- 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
- 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 災害に強い都市づくり
- B 自然を生かした保水・遊水機能の確保
- C 有害物質等の流出対策の確実な実施

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 建築物等の延焼を軽減させるため、建築物の不燃化等の誘導や延焼遮断効果が期待できる幹線道路の整備や都市公園等の整備を進めます。
- ロ 全体の土地利用調整を図りながら保水・遊水機能の維持に努めます。また、調整池等の整備をはじめ、流出抑制機能の推進を図る等、効果的な治水対策を進めます。
- ハ 災害時において、危険物の保管施設の被害を最小限にとどめ、従業員及び市民に対する危害防止を図るため、埼玉県央広域消防本部をはじめ関係機関と連携し、平時より危険物施設管理者への指導、助言等必要な対策を進めます。

行動目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

(1) 起きてはならない最悪の事態

- 8-1 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
- 8-3 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
- 8-4 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
- 8-5 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
- 8-6 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

(2) 強靱化に向けた主な取組

- A 発災前からの都市の復興の備え
- B 治水施設の整備
- C 災害廃棄物の適正処理の推進

(3) 強靱化に向けた主な行動

- イ 建築物の耐震化やブロック塀の倒壊防止措置等を推進するとともに、災害時における建築物の延焼を軽減させるため、建築物の不燃化等の誘導を図ります。(再掲)
- ロ 市が管理する公共施設等は、防災活動拠点の状況も考慮の上、計画的に改修等を進め、適切な保全と維持管理を図ります。また、上水施設の改修等の維持管理は、桶川北本水道企業団と連携するとともに、国、県等が所管する施設については、国、県等、関係機関へ改修等の働きかけを行います。(再掲)
- ハ 道路、公園、下水道等の施設管理情報のデジタル化を進め、管理データの冗長化を図ります。
- ニ 広域交通網を生かした産業の創出を図るとともに、企業をはじめとする関係団体との災害協定の締結はじめ、防災に関するネットワークの形成を図ります。
- ホ さいたま農業協同組合をはじめ関係機関と連携を図り、耕作地における災害予防や災害発生時における的確・円滑な災害対策の推進を図ります。
- ヘ 「道の駅(仮称)おけがわ」の整備を推進し、道路利用者における緊急避難機能の他、近隣の広域防災拠点施設との連携、救援物資の集積を担う支援及び輸送拠点等、広域交通網の結節点として、地の利を生かした防災活動拠点機能の形成を図ります。

- ト 全体の土地利用調整を図りながら保水・遊水機能の維持に努めます。また、調整池等の整備をはじめ、流出抑制機能の推進を図る等、効果的な治水対策を進めます。（再掲）
- チ 建築物や工作物等の倒壊、焼失及び解体により発生する災害廃棄物の処理について、発生量に応じた仮置き場の確保の他、資源化处理も含め迅速かつ適正な処理ができる体制づくりを進めます。

第6章 強靱化の推進に向けて

1 減災の視点

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立ち、災害時の被害を最小化する「減災」の視点を重視します。

2 自助・共助の推進

大規模自然災害の発生により、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性があります。このため、「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人ひとりが自らの生命、安全を自ら守る「自助」、地域の人々や企業、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」について、それぞれの役割に関する情報等を共有し、自助・共助の体制づくりを進めていきます。

3 広域支援体制の整備

大規模自然災害時は、市の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想されます。こうした事態に備え、平時より、県や他の地方自治体及び防災関係機関等との広域支援体制づくりを進めていきます。

4 計画の推進と見直し

国土強靱化に関連する事業の進捗状況や社会環境の変化等を考慮しながら、計画を推進していきます。また、地域の強靱化に向け、機動的な対応を図るため、行動目標毎の主な取組、主な行動については、適宜、見直しを行います。

桶川市国土強靱化地域計画

発行日：令和４年３月

発 行：桶川市

住 所：〒３６３－８５０１

桶川市泉１丁目３番２８号

電 話：０４８－７８８－４９０３（直通）

F A X：０４８－７８７－５４０９

U R L：https://www.city.okegawa.lg.jp

担 当：企画財政部 企画調整課



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」